

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人人材パワーアップセンター
所 在 地	千葉県松戸市稔台1-25-6
評価実施期間	令和3年2月12日～令和3年7月30日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	そらまめ保育園新船橋 ソラマメホイクエンシンフナバシ		
所 在 地	〒273-0864 千葉県船橋市北本町1-17-22		
交通手段	新船橋駅から徒歩10分 東海神駅から10分		
電 話	047-455-8682	FAX	047-455-8683
ホームページ	http://www.soramame-kids.jp/corner66/pg592.html		
経営法人	株式会社ブルーム		
開設年月日	平成29年4月1日		
併設しているサービス			
	保育面積		

(2) サービス内容

対象地域	船橋市及び管外児童								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	9	18	18	18	18	90		
敷地面積	829,75㎡			保育面積			206,92㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	健康ノートや日々の記録								
食事	栄養士による献立作成と自園調理								
利用時間	7:00～21:00								
休 日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)								
地域との交流	高齢者施設訪問・小学校訪問								
保護者会活動	運営委員会2回・保護者会2回								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		16	6	22
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	18	1	3	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		1		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	船橋市役所 保育認定課にて申し込み	
申請窓口開設時間	8:30~17:30	
申請時注意事項	園での申し込みが出来ないので上記場所で入園希望、相談の上申し込む 入園する月の前々月の末尾までに行う 入園施設は市が決定する	
サービス決定までの時間	船橋市役所 保育認定課にてお問合せ下さい	
入所相談	園見学（随時）または上記場所にお問い合わせ下さい。	
利用代金	0~2歳児：各家庭の収入に応じて保育料区分が決定 3~5歳児：無償 0から5歳児延長利用の場合は別途補食代や夕食代を園にて徴収	
食事代金	0~2歳児：市に納入する保育料に含まれている	
苦情対応	窓口設置	受付担当：保育士 責任者：園長
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>保育理念 <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの個性を大切にして、気持ちを受け止めながら、養護・教育の一体化を図る 保育方針 <ul style="list-style-type: none"> 健康でよく遊べる子 思いやりのある優しい子 物事をよく考えてやってみる子 自分の気持ちを素直に表現できる子 感性豊かな子 </p>
<p>特 徴</p>	<p>0歳児は、家庭と同じようにゆったりとした環境の中で、個々に合わせて生活リズムを整え、園生活を送っています。1歳児から2歳児クラスは、「自分でやりたい」という気持ちを大切にしながらか子どもの様子を見守り援助していき「できた」と経験を沢山積み重ねることを大切にしています。3歳児から5歳児クラスは主体性を大事にしながらか、自分で考えて色々やってみようとして食育や制作、リトミック、英語、体操と様々な経験を通して、お子さんの成長に寄り添った保育を心掛けています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>新船橋駅から歩いて10分。定員90名の保育園です。今年で5年目となりますが、施設内も綺麗で、そらまめカラーの黄緑と白を基調とした建物になっております。3歳児から5歳児クラスの保育室は天井が高く開放感があります。園庭も大きくはないですが、滑り台や、鉄棒、砂場があります。天気の良い日には、出来るだけ戸外活動を多く取り入れ、近隣の公園や園庭で遊ぶ機会を増やしております。又、リトミック、英語。体操は保育の一環として行っておりますので、レッスン料はかからず、各年齢により参加するのは異なりますが、クラスで参加しております。どれも親しみながら楽しんで触れる事を目的としておりますので、子ども達も生き生きとした表情で参加して、楽しんでいきます。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
積極的に意見を収集し問題解決に取り組む仕組みを回して利用者満足度の向上に努めています
利用者の満足(苦情)の情報を捉える手段は、ご意見箱、担当の職員が保護者送迎時に直接伺う、園のメール、保護者の個人面談などがありますが、今年のご意見箱への投稿は2件で、ほとんどが直接対話によるものでした。特に個人面談は7割程度の実施率がありました。また、担当の職員に言い難い場合は、園長や別の職員を通じて話を聞くことなどの工夫をして利用者が話しやすい雰囲気をつくっています。更に、園に直接話す事が難しい方は、園の苦情解決制度にある第三者委員の氏名、電話番号が園の玄関に掲示してありますので、委員に直接電話をする事ができます。利用者との面談は個人面談記録表に日時、対応者、内容など記録しています。苦情はクレーム報告書に内容を記録し、職員会議に提出します。会議の中で解消する事が出来ない案件は本部と話し合います。その結果の保護者への説明については、事案の重要度により担当1名から、園長を入れた複数名で説明を実施し納得を得るようにしています。以上の通り情報の収集から対策立案、解消と利用者説明までのプロセスは仕組みとして機能しています。
理念や基本方針を明文化し、利用者・職員への理解を深める努力をしています
理念・方針は「そらまめ新船橋入園のしおり」に「保育理念」「保育方針」として示しています。「重要事項説明書」にも明示し、理念・方針は毎月のカリキュラム会議で月間指導計画に職員が手書きで書くようにして、職員一人ひとりが理念や方針を覚える努力をしています。利用者に対しては契約時に説明する他保護者会において、子どもを指導する様子が理念や方針に沿っていることを説明し、理解を深める努力をしています。
子どもたちの育ちを保障する保育環境が整っています。
保育園の周りには多くの公園が点在し(玄関にお散歩マップ掲示)、訪問日も1、2歳児が散歩に出かけ地域の人とも挨拶を交わしていました。子どもたちの社会性や自主性そして好奇心を満たす園外保育に力を注ぐ保育を実践しています。保育室は各クラス、清潔感があるように整理整頓しています。玩具や絵本の扱い方は子どもの年齢に応じて理解できるよう工夫しています。また、幼児用トイレはゆったりとした広さで、子どもたちは使用する時サンダルを棚から出し、終わったら元に戻すという方法をとっていました。幼児クラス前の壁面には、子どもたちの制作した月ごとの作品を掲示し、特に、七夕会に向けて、廊下の天井には職員が準備したたくさんの七夕飾りを華やかに装飾しており、子どもたちの笑顔が見える保育環境を作ろうとしている職員の工夫が伺えます。
さらに取り組みが望まれるところ
本部と現場が話し合い、相互理解を高め、解決策を見出し、安心な保育環境作りが必要です。
「休みを取ると何かアクシデントがあった場合、保育の現場に無理が出る可能性が高くなる」ことを職員は心配しています。本部はこのことを理解し、現状認識を修正していく必要があると感じました。本部と現場がしっかりと話し合い、相互理解を高め、解決策を見出し、安心して保育ができる職場作りが必要です。
人事考課について本部の透明性を高め、職員が納得していく取り組みが必要です
役割等級基準書があり、職務の内容と職務責任は決まっていますが、職員一人ひとりの役割と権限を明確にしていく取り組みは確認できませんでした。人事評価シートは細かく規定していますが、本部がそのシートをどのように活用し、職員の評価をどのような形で行なったのかは園長も認知できていません。またその結果について職員にどのようにフィードバックしているのか、確認できませんでした。人事効果について、本部の透明性を高め、職員が納得して保育に取り組めることを期待します。
特別な配慮を必要とする子どもの保育の質を向上させるための研修を全職員を対象に行う事が望まれます

近年、特別な配慮を必要とする子どもが増えてきています。アレルギー児は顔写真や除去食材の分かる一覧を職員室に掲示しています。また、多国籍児のいる中で、宗教児に対しての食材の制限があったりと給食時の個別の配慮を大切にしています。
発達気になる子どもに対しては、キャリアのある職員と若い職員がお互い自分の意見をしっかりと伝えあい、日々の観察記録を残すことで、その子にとっての成長を職員全員で見守り寄り添っていける仕組みが更に発展する事を期待します。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

初めて第三者評価を受審し、評価において何を大事にしているのかを知ることが出来たり、一つ一つ記録しておくことが大切なことなどが考えさせられたり、勉強になりました。アンケート結果を知り、今後の改善点や気をつけなくてはならない所、園としてより良いサービスが提供できるよう今後に生かしていきたいと思えます。評価を真摯に受け止め、改善が必要な点は職員で話し合いの場を設け、より良い環境づくりを心掛け、連携し合える職場づくりを目指していきたいと思えます。

福祉サービス第三者評価項目の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	3	1
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	2	1
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	4	1
			7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	2	1
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	0	4
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	3	2
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備 職員の就業への配慮	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	2	3
11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。			4	0	
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示 利用者満足の向上 利用者意見の表明	12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
			15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	2	1
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
			17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
			19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価 子どもの健康支援 食育の推進	20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	0
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
			27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
	5 安全管理	環境と衛生 事故対策 災害対策	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
29 食育の推進に努めている。			5	0	
30 環境及び衛生管理は適切に行われている。			3	0	
6 地域	地域子育て支援	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
計				115	14

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい) ○標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。□確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント) 理念・方針は「そらまめ新船橋入園のしおり」に「保育理念」「保育方針」として示しています。この保育理念からはそらまめが目指す方向や園としての使命感を読み取ることができます。保育方針からは、理念を具現化した子どもの目指す姿を読み取ることができます。また「年齢別保育目標」があり、ここからは年齢別の具体的な子どもの指導方針を読み取ることができます。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント) 理念や基本方針は「保育理念」「保育方針」として玄関に掲示しています。また、理念・方針は毎月のカリキュラム会議で月間指導計画に手書きで書くようにして、職員間の話し合いと更なる共有化を図ると同時に、職員一人ひとりが理念や方針を覚える努力をしています。理念や方針を身近なものとして理解することで実践に生かす努力を促進しています。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント) 基本理念・方針は「重要事項説明書」「入園のしおり」にだれでも理解できるように分かり易く明記しています。入園説明会においては「入園のしおり」を用いて、記載してある理念・方針について説明をしています。保護者会においては、子どもを指導する様子が理念や方針に沿っていることを説明しています。今後は利用者や話し合う機会や時間を増やし、更に理解を深め合う努力をしていく必要を感じます。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 □事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント) 事業計画は毎年度作成しています。事業計画にはその年度に達成すべき目標や重要課題について事業全般について具体的に述べています。従って、具体的な事業活動の達成状況はこの事業計画を物差しとして評価することができます。次年度の事業計画の作成に当たっては、現状の達成度合いなど職員間の話し合いに基づき重要課題を明確にし、作成しています。事業環境の分析は実施してる事実を確認できませんでした。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 □方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員が話し合い現場の状況を把握していますが、その仕組みや過程を文章化したものはありません。またその話し合いには短時間のパートまでは含まれていません。今後は短時間のパートまで含めて、各クラスの大事にしているところや、関わり方を職員全員で同じ統一した考え方で実施していけるようにしていく必要があります。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 □評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント) 会議等で職員の意見交換や研修内容を報告する場を設け、職員の意見を尊重し職員の創意工夫が生きる努力をしています。また、一部の職員の意見に周りが言えない状況を作らないよう努力をしています。本部が職員の評価をどのように行っているのか、園では分からないので、今後は園長の意見が本部でどのように扱われているかも含め、本部の意思決定の透明性を高めて相互理解を深めていく必要があります。</p>	
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 □従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント) 保育所の倫理規程は出来ています。職員全員に配布しているかどうかは確認できませんでした。そらまめ新船橋のプライバシーポリシーは確認できました。研修計画には倫理および法令遵守に関する研修計画は確認できませんでした。プライバシーに関しては個人情報の扱いなど職員会議等で話し合いを行っていることが職員会議議事録から確認できました。保護者や利用者にも節度ある距離を保つ努力を行っていることも窺えました。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<input type="checkbox"/> 人材育成方針が明文化されている。 <input type="checkbox"/> 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 <input type="checkbox"/> 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 <input type="checkbox"/> 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 役割等級基準書があり、職務の内容と職務責任は決まっていますが、職員一人ひとりの役割と権限を明確にしている文書は確認できませんでした。人事評価シートは細かく規定していますが、本部がそのシートをどのように活用し、職員の評価をどのような形で行なったのか、園長は認知できていません。またその結果について職員にどのようにフィードバックしているのかは確認出来ませんでした、本部の透明性を高め、職員が納得していく取り組みが必要です。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<input checked="" type="checkbox"/> 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている <input type="checkbox"/> 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 <input type="checkbox"/> 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) 職員の有給休暇の消化率や時間外労働については、職員の休み希望をクラスで話しあってから園長に伝えるようになっていて、適正な運営が行われています。しかし、「休みを取ると、何かアクシデントがあった場合、保育が回らなくなる」と職員は感じています。本部と現場の現状認識に大きい差があると感じました。本部と現場がしっかりと話し合い、相互理解を高め、解決策を見出し、安心して保育ができる職場作りが必要です。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/> 中長期の人材育成計画がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 職種別、役割別に能力基準を明示している。 <input checked="" type="checkbox"/> 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 <input type="checkbox"/> 個別育成計画・目標を明確にしている。 <input type="checkbox"/> OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 中長期の人材育成計画は確認できませんでした。役割基準書があり、職務の内容と職務責任は等級別に決まっていますが、職員一人ひとりの役割と権限を明確にしている文書は確認できませんでした。研修計画と報告はありますが、受講者は限定的ですので、職員全体のレベルアップにつながるような研修が必要です。個別育成計画・目標は確認できませんでした。OJTについては行われていますが、仕組みとして明確にし、文書化しておく必要があります。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<input checked="" type="checkbox"/> 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 <input checked="" type="checkbox"/> 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 法の基本方針や児童権利宣言については千葉県のカリキュラム研修を受講しています。職員は会議の場で相互に言動の振り返りを行い、例えば「ちゃん」「くん」を付け呼び捨てにしない等、対策・対応をしています。虐待を疑われる子どもの場合、その状況を具体的に記録し、その後の状況も記録して綴り、必要に応じて児童相談所や保健所などとの連携をしています。この資料は個人情報保護の観点から園長の直接管理で施錠をした棚で保管しています。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の利用目的を明示している。 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報の保護に関する方針は、園のホームページ、入園のしおり、重要事項説明書、個人情報の取扱いに関するお願い、等に記載し入園前、入園時に保護者に対して説明をしています。「個人情報の取扱いに関するお願い」では利用目的についてや記録の開示について明示しています。短期間就業の実習生(ボランティア)には、資料は子どもの名前をインシヤルにして、退園後の個人情報の拡散が無いようにしています。個人書類の保管管理は園長が直接行い持ち出しを制限しています。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 <input checked="" type="checkbox"/> 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 利用者の満足(苦情)を把握する手段は、「ご意見箱」、担当の職員が保護者送迎時に直接伺う、園のメール、保護者の個人面談などなどがあり、特に個人面談は7割程度の実施率があります。また、担当の職員に言い難い場合、園長や別の職員を通じて話を聞くことなどの工夫をして話しやすい雰囲気をつくっています。利用者やその家族との面談は個人面談記録表に日時、応対者、内容を記録しています。園に直接話す事が難しい場合は、園の苦情解決制度にある第三者委員の氏名、電話番号が園の玄関に掲示してありますので、委員に直接電話をする事ができます。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。

<p>(評価コメント) 重要事項説明書に苦情・相談窓口を明記し、入園時職員が内容についての説明をする他、園の苦情解決制度に担当者、責任者および第三者委員の連絡先を明記しています。保護者に説明することで職員にも主旨の周知が図られています。苦情はクレーム報告書に内容を記録し、職員会議に出します。その他の伝達手段では、「毎日来たら読むノート」に記録し、職員間の情報共有を図っています。苦情解決のための保護者への説明については、事案の重要度により担当1名から、園長を入れた複数名での説明を実施し納得を得るようにしています。</p>	
15	<p>保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。</p>
<p>■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 <input type="checkbox"/>保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</p>	
<p>(評価コメント) 職員は、年に2回、定期的に個人の自己評価を行い、個人の保育に対する振り返りや、保育の質の向上を目指しています。キャリアアップ研修を3日間受講し、修了証を得てリーダーとなり、他の職員とともに研修の内容を理解していますがPDCAサイクルを回すための取り組みは不足しています。今年度初めて実施する第三者評価の結果を公表することにしています。</p>	
16	<p>提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。</p>
<p>■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</p>	
<p>(評価コメント) 職員が子どもに提供する保育業務の手順は、入社時や園内研修にてテキストを活用し行っています。特に乳児の場合は、生後5ヶ月からミルクを飲む子、離乳食の子とあるので、細かく表にして明確にしています。マニュアルを見直す作業も年1回職員会議の場で話し合い、必要な場合その都度改善しています。マニュアルに見直し日を記入する必要があります。職員間では情報共有していますが、短時間パートの職員への周知がまだ不足しています。職員にバラツキのない保育ができるよう期待します。</p>	
17	<p>保育所利用に関する問合せや見学に対応している。</p>
<p>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</p>	
<p>(評価コメント) ホームページ上で見学を受け入れメールや電話での対応をしています。主に園長が担当し、園庭や園舎内の案内、見学者の質問に丁寧に分かりやすく説明しています。見学者には入園のしおりに沿って、保育内容や必要な持ち物の説明をすることで園生活への不安が無くなるようきめ細かく対応しています。</p>	
18	<p>保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。</p>
<p>■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</p>	
<p>(評価コメント) 入園前の説明会で「入園のしおり」に沿って丁寧に説明しています。持ち物については、実際使っているものを見せて分かりやすく伝えるようにしています。「重要事項説明書」に関しては、説明した内容に同意が得られた結果、同意書への記入を得ています。</p>	
19	<p>保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。</p>
<p>■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</p>	
<p>(評価コメント) 園長の責任のもとに、正規職員が参画し月1回のカリキュラム会議の中で、保育方針・保育目標及び発達過程などを組んだ指導計画を話し合い、作成しています。職員一人ひとりが作成に参画することで各年齢でのこども育ち、子どもが幼児期の終わりまでに育ってほしい姿など話しあって理解を深めています。短時間パート職員は参加していないので、ともに理解を深めていける方法を模索することを期待します。</p>	
20	<p>保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>
<p>■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</p>	
<p>(評価コメント) 保育課程に基づき各クラスとも、子どもの生活や発達過程を見通し実態に即して年間、月間指導計画、週案、日案を作成しています。指導計画には子どもたちの姿、季節に合わせた内容などを明確に記載してそれに基づいた環境を整えて保育を行っています。狙いを達成するための適切な環境が、人材不足により、例えば公園など利用する園外保育が実施できないため計画の変更などあり、改善できていないことがあります。特別配慮が必要な子どもに対しては、発達相談センターと連携し、個別指導計画を作成しています。</p>	
21	<p>子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>
<p>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</p>	
<p>(評価コメント) 子どもの発達や興味に合わせて遊具・玩具や絵本などを用意して、自由に遊べる時間や場所を確保して、好きな遊びを楽しめるようにしています。3歳未満児クラスでは廃材や素材(ミルク缶、ペットボトルキャップ、マグネットシートなど)を使った手作りおもちゃを用意し提供しています。幼児クラスでは、少ない玩具を各クラスで交換したり、カートにある折り紙、色鉛筆など自由に使っています。また、フラフープや運動遊び、園庭を利用するなど体を動かす保育も提供しています。</p>	

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント) 普段散歩に行っている公園のマップを張り出して、子ども達が自然物や動植物に触れたり、子ども達の日常生活を伝えるようにしています。また、プラネタリウムや公共施設、食育の一環として子ども達が行うクッキングのための材料を、食事がスーパーに行って一緒に買い物などを行っていましたがコロナの為行えず、コロナが落ち着いたら、多くの社会体験が行えるように考えています。また、限られた中でも職員は工夫して季節など配慮して、行事や遊びなど工夫して生活に変化を与えるようにしています。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント) 子ども同士の係わりの中で、保育者が友達に使っているものがほしい時など「かして、」と言葉で伝えられるようにしています。また高月齢児がトラブルになった場合は怪我のないように見守り、落ち着いた時に、保育士が仲立ちとなってお互いの思いを言葉で伝え合い、子ども同士で解決できるように援助しています。散歩など異年齢児と関わる事が多く、交通ルールや遊具で遊ぶ時の順番を守るなど、約束事を決め守るルールが身につくように働きかけています。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■ 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント) 園自体に障害児はいませんが、特別な配慮が必要な子どもがいます。障害児を受け入れる事が出来るように、職員は毎年順番に障害児研修を受けています。特別配慮の必要な子どもに対しては、個別の計画を立て発達指導センターの指導を受けて、園全体で情報を共有して保育に当たっています。また発達の気になる子どもに対しては、相談員の巡回の時に相談員に相談できる仕組みが出来ています。また、個人面談で保護者に子どもの様子を伝えるようにしています。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■ 担当職員の研修が行われている。 ■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント) 引継ぎは伝え漏れがないように引継ぎ簿に記入して、当番が引継ぎ簿に沿って迎えに来た保護者に丁寧に伝えていきます。子どもが安心して過ごせるように、保育士と一対一で折り紙等ゆったりと遊べるように配慮しています。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■ 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■ 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント) 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換ができるように、幼児クラスの子にはボードを使って毎日の活動を知らせ、乳児は連絡帳を使って知らせています。個人面談や保育参観、保護者会を行い、記録は職員が閲覧できるようにして、進級時の引継ぎにも利用しています。就学に向け小学校、保育園が連携してお互いの理解を深めるための取り組みを行い、職員が行き来したり、子どもも、小学校でランドセルをしょってみる体験などの交流を行ったりしています。保育所では保育所児童要録も作成して送付しています。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■ 子どもも心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント) 毎年保健計画を作成して心身の健康状態や疾病などを把握・記録して年2回の内科検診や歯科検診も、記録を残し、入園時は児童票に生まれや育ちの様子を記録しています。また、朝の受け入れ時に子どもの体調に変わりがないか聞いています。子どもの心身の状態を観察、記録をして不適切な養育の兆候や虐待が疑われる場合などは園長に報告する仕組みが出来ています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。

<p>(評価コメント) 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態にあわせ、保護者に連絡するとともに適宜、嘱託医や病院と相談して適切な処置を行っています。感染症その他の疾病の発生、予防に努め、感染症の掲示や保健だよりで知らせています。感染症が発生した場合は、必要に応じて市町村や保健所に報告し、その指示に従うとともに保護者や全職員に連絡し、協力を求めています。</p>	
29	<p>食育の推進に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント) 食育には特に力を入れており各年齢に合わせて計画を立てています。年間食育計画から月案におおろして野菜を栽培したり、クッキングのための食材等スーパーに食事係りが買い物に行ったり、また調理員と一緒に関わる中で色々教えて貰い感謝の気持ちが育っています。3月に卒園する5歳児が最後の郷土料理を作って皆で美味しくそくに食べている写真がありました。また栄養士が食材の栄養など紙芝居や話で知らせています。食事は美味しく楽しく食べる事を大切にしています。</p>	
30	<p>環境及び衛生管理は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント) 施設の設備並びに遊具類の安全については、安全点検チェックリストで状態を把握しています。衛生管理については、「保育園内の衛生管理」という基準があり、それに沿った衛生管理を行っています。手洗いについてはクラス毎の手洗い場に蛇口が3つあり、正面に手洗いの方法を写真入りで説明したものを掲示しています。室内の整理整頓に関しては、遊具類は作り付けのクローゼットに全て収納することになっていて、子どもの手が届く位置に遊具が、高い位置には園の器具・備品を収納しています。</p>	
31	<p>事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント) 火災、地震、風水害など事故対応のマニュアルとして非常災害時対応マニュアルがあります。また、日ごろからヒヤリハット報告や事故報告書を分析し事故防止対策を行っています。設備や遊具の安全点検はチェックリストを使用し、子どもや職員からの情報も改善に活用しています。例として、子どもの話から、滑り台のネジの欠損や、鉄棒のぐらつき早期発見がありました。不審者への対応として、園全体で11か所のカメラを設置しモニタリングを行っています。また、不審者対応訓練は年2回実施しています。</p>	
32	<p>地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 災害時の組織として自衛消防組織があり職員それぞれの役割を明記しています。避難訓練は消防署と連携して実施し、また家庭と連携して子どもの引き渡し訓練や、不審者対応訓練を行なっています。園外保育の際に発生する交通事故などに備え対応の着眼点やチェックポイントの記載のあるマニュアルを備えています。安否確認や緊急の連絡に対しては一斉メールや電話での連絡網を用意しています。</p>	
33	<p>地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント) 地域交流ではヤクルトのおなか元気教室を開きました。子育てに関する相談や助言の実施は、園の掲示板、見学会などの場を通じて不特定の方へ呼びかけて園に来ていただいた方の相談を受けています。保育園機能の開放については、コロナや不審者対策の観点から、保護者や卒園者の方だけとの交流にしています。</p>	